

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料を 100% 返還するものとする
- (2) 入社後 1 ヶ月以降 3 ヶ月未満に退職した場合は紹介手数料を 80% 返還するものとする
- (3) 入社後 3 ヶ月以降 6 ヶ月未満に退職した場合は紹介手数料を 50% 返還するものとする

※ 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300149

株式会社クリエイトプランニング